平成２２年（フ）第８３号
北海道亀田郡七飯町字上軍川420番地２
債務者　藤田　鉄男
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
埼玉県川越市大字菅間817番地10
債務者　高林つや子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６号
埼玉県川越市大字菅間817番地10
債務者　高林美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７１号
埼玉県入間市宮寺2925番地78
債務者　福田　清利
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７２号
埼玉県入間市宮寺2925番地78
債務者　福田恵理日
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９７号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金898番地５　リリーフプラザ304号
債務者　大関　義男
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８号
埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷615番地３
債務者　神木　由美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０５号
埼玉県狭山市新狭山２丁目15番地の６　レオパレスＮｅｗＳａｙａｍａ101
債務者　小林　美絵
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸204番地の11
債務者　日比　明子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
岐阜県大垣市中川町１丁目57番地１　ヒールコート103
債務者　小松　志行
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
岐阜県大垣市南頬町３丁目69番地１
債務者　杼山　清子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第８１６号
大阪市西成区玉出東２丁目14番24号　前田方
債務者　岩井　由美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字丙西屋敷23番地１
債務者　亀井　礼子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０５号
愛知県大府市長草町石原14番地　富士スチールワーク社宅Ｄ棟201号
債務者　中山　愛美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７１号
山形県東根市神町南３丁目５番424号　官舎４号棟２階４号、前住所山形県北村山郡大石田町大字大石田丙470番地25　栄町アパート１－３－２
債務者　武田　真奈
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
山形市上町３丁目２番26号
債務者　三澤　弘志
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７号
山形県東村山郡中山町あおば６番地３
債務者　橋間　和男
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０号
山形市五十鈴２丁目６番24号
債務者　岩田　治美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所民事部